定住促進制度

ー住宅の取得で奨励金を交付しますー

奨励金の交付要件と交付額

市では、定住の基盤となる持ち家取得を奨励するため、住宅建設等に対する奨励金や、中古住宅の取得、住宅の建て替え時に必要となる解体撤去費用の一部助成など、これまでの制度に子育て世帯への加算、要件を追加しました。

新　築

☆最大 500 万円の奨励金を交付☆

（市が指定する住宅用地※に新築した場合）

基本要件

基本200万円
（転入者 250万円）

加算要件① +100 万円
- 市内建設業者に発注
- 市内建設業者より購入

加算要件② +50 万円
- 二世帯住宅の場合
- 子育て世帯の場合

加算要件③ +50 万円
- 建て替えのため住宅を市内建設業者により解体除却した場合

※費用の2分の1以内、50万円限度

加算要件④ +100 万円
- 市が指定する住宅用地

※市が指定する住宅用地 ～ 市が分譲している東光団地1区画、文珠分譲地4区画

基本要件	5年以上歌志内市に定住を確約される方 税金等の滞納がない方（同一世帯員を含む）
対象区域	市内全域
交付対象	居住の用に供し個人が所有する居住面積50㎡以上の住宅で、新築又は建売住宅を購入された方

加算要件１　市内建設業者一覧

建設業者名	電話番号	施工可能種別 建築	施工可能種別 住宅解体等
㈱和泉組	42－3148	○	○
水島建設工業㈱歌志内支店	42－3181	○	○
西出興業㈱歌志内営業所	42－4309	○	○
㈱葛西建設工業	42－5118	○	○
加藤建設㈱	42－2645	○	○
㈱吉田組	42－2377	○	○
㈱藤樹園	42－2239		○

※　上記以外の個人事業者等も工事金額や建設面積によって対象となります。

中古住宅

基本要件、対象区域とも新築と同様		最大 150万円 転入者200万円
交付対象	居住面積が50㎡以上で居住の用に供された住宅を購入	
要件１	限度額：費用の2分の1以内、（1,000円未満切捨て）	
要件２	限度額：子育て世帯の場合、建物を購入した費用の5分の4以内、 （1,000円未満切捨て） ※子育て世帯とは＝義務教育学校終了前の子どもがいる世帯	

50万円UP

注意事項
- 当該住宅に入居した日から起算して1年以内に申請してください。
- 奨励金の交付可否については、内容を審査のうえ決定します。
- 虚偽の申請や奨励金の交付を受けた日から5年未満で市外へ転出若しくは市内転居、又は当該住宅を譲渡若しくは貸与した場合等は、奨励金を返還していただきます。

■申請書や関係書類の提出が必要となりますので、くわしくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】　歌志内市役所　企画財政課　企画広報グループ　　電話(0125)42－3214　FAX(0125)42－411